

**実務対応報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に関するコメント**

平成18年2月27日

あずさ監査法人  
LLC/LLP 会計処理検討グループ

平成18年1月27日付で公表されました「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇  
公認会計士 宮原 さつき  
公認会計士 轡田 留美子  
公認会計士 倉田 知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、斎藤昇又は宮原さつき（Tel: 03-3266-7503）までお願いします。

**1. 連結上の有限責任事業組合への出資の処理について（Q2 第三段落また書き）**

民法上の組合の出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている場合でも、支配力基準、影響力基準で子会社、関連会社に該当するか否かを判定する旨が記載されている。この点に関して、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12にも記載されているが、個別財務諸表において持分割合に応じた資産、負債、損益項目を計上している場合にも、単体の処理を戻し、連結する旨を明示した方が、実務上の取扱いが明確になると思われる。

**2. 合同会社等の連結の範囲（Q4）**

Q4に、合同会社等が子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、「定款における別段の定めにより他に業務を執行する社員がおらず、ある出資者によって財務及び営業又は事業の方針が決定される場合には、合同会社の全体の出資者に占める当該出資者の比率にかかわらず、当該出資者が合同会社を支配しているものと考えられる」旨が記載されている。しかし、合同会社に限らず、有限責任事業組合やSPC・匿名組合等の、出資者・資金提供者・営業者等の支配の実質がわかりにくい事業体については、上記のような例示にとどまらず、連結の範囲についての判断の指針を検討し、示す必要があると思われる。今回の公開草案とは別の対応が必要かもしれないが、ご検討いただきたい。

以 上